

# 修繕費、義援金、見舞金等、 震災に関する税務の取扱い



今回の震災により、会社が所有し、賃貸しているマンションの壁にひびが入りました。この修繕費は経費として扱ってかまわないでしょうか？  
その他、寄付をした場合など、震災に関する税務の取扱いを教えてください。

## ■震災により建物の被害を受けた場合

震災により壁のひびなど建物に被害を受けた場合の修繕費は、その全額が経費となります。さらに、次のようなものもすべて経費になります。

- 商品や原材料などの在庫の損失額
- 店舗や機械などの災害による損失額
- 損壊した資産の取り壊し費用
- 資産を被災前の状態に回復するための費用

## ■保険金が支払われた場合

震災により損害を受けた建物や機械などの固定資産について、会社に保険金が支払われた場合、その受け取った保険金は収益を上げる必要があります。

ただし、その保険金で代わりの固定資産を新たに購入する場合には特例があります。保険金の金額のうち一定額を損失として計上することで、本来支払うべき税金を少なくすることができます。

個人事業の場合は、固定資産の損害額に基因して支払われるものであれば、所得税は非課税となります。

## ■法人税の還付

資本金1億円以下の会社については、赤字が発生した場合、前期に支払った法人税について、その全部または一部の還付を受けることができます。還付を受けることができるのは、前期の法人税のみです(表参照)。

なるべく早く還付を受けたい会社は、今期から決算期を変更することも一法です。たとえば、3月決算の会社を、9月決算に変更するとします。当期は、平成23年4月1日～9月30日の6ヵ月決算になります。この場合、11月末が申告期限になります。この6ヵ月間の赤字が前期の黒字より大きいのであれば、前期の法人税の全額が還付できます。決算期変更をする前に比べて、6ヵ月早く法人税の還付を受けることができます。

## ■寄付金の取扱い

募金、義援金は、税法では「寄付金」と呼ばれます。「寄付金」の税務上の取扱いは、会社と個人では異なります。

まず、「会社」が行った場合の取扱いは次のとおりです。

①国、地方公共団体(都道府県、市区町村)への寄付金→全額が経費

②日本赤十字社など公益性が高い団体への寄付金→一部が経費

③その他の一般の寄付金→一部が経費(②より少ない)

ただし、新聞社などで募る被災地への募金のお金の流れは、「新聞社など→日本赤十字社→地方公共団体(都道府県、市区町村)」というようになります。このように、最終的に「国や地方公共団体への寄付金」となる場合は、全額が経費となります。

募金を支払ったのちに、日本赤十字社などから領収証が届きますので、会社で保管しておいてください。経費になる金額には、上限がありません。

インターネットでの募金は、被災地に対するものであっても、領収証の発行がないものもあります。となると、「その他の一般の寄付金」の取扱いになり、募金の一部しか経費にならないので注意が必要です。

次に、「個人」が行う募金の取扱いです。

上記の「会社」で行った場合の①と②については、いずれも「寄付金控除」の対象となります。ただし、個人の場合は、(a)募金額から2,000円を差し引いた残額が対象、(b)「所得」の40%が上限、となります。個人の場合は、領収証を翌年の確定申告で貼付することが条件となっていますので、ご注意ください。

## ■見舞金の取扱い

震災に関する次のような見舞金は、会社の経費になります。

○従業員などに「一定の基準」により支給した見舞金

○取引先の復旧の過程において支出した見舞金

取引先への見舞金は、「一定の基準」は要件となっていません。特に今回のような震災への見舞金であれば、大きな金額を支出しても、経費としては問題がないことになります。

## ●法人税の還付

	前期		→	当期	
	所得金額	法人税		所得金額	還付額*
ケース1	1,000万円	204万円		△1,500万円	204万円
ケース2	1,000万円	204万円		△500万円	102万円

\*還付額の計算は次のとおり。

$$\text{還付額} = \text{前期の法人税} \times \frac{\text{当期の赤字金額}^*}{\text{前期の黒字金額}}$$

(※分母の金額が限度)